

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和3年9月9日（木曜日）

厚生文教委員会

日時 令和3年9月9日（木曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 市民環境部、健康福祉部、教育委員会
第92号議案 「質疑・討論・採決」
第123号議案 「質疑・討論・採決」
第133号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 陳情書の審査
新城市総合運動公園（仮称）誘致に関する要望書 「説明・質疑・討論・採決」
国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書 「説明・質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長 中西宏彰 副委員長 齊藤竜也
委員 鈴木長良 浅尾洋平 丸山隆弘
議長 鈴木達雄

欠席委員 なし

参考人

山本松宏 小澤竜史 野村光子

説明のために出席した者

市民環境部、健康福祉部、教育委員会の副課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 請井悠人

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、8日の本会議において、本委員会に付託されました第92号議案、第123号議案及び第133号議案の3議案、並びに議長から送付されました陳情2件について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第92号議案 新城市福祉従事者がやりがいをもって働き続けることができるまちづくり条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、本会議でもたくさんいろいろ多面的に質問されてたので、ほぼぼほいいかなと思うんですが、ちょっと基本的なところでお聞きしたいんですけど、この条例をつくるに当たってですけど、内容っていうのはいいことも書いていると思っております。

ただ、今その内容についても見てみると、最前線で働いている介護職の皆さんとか、あとそこに携わる職員の皆さんは、もう既に持ち合わせている崇高な思いというのは持って現場で働いてらっしゃると僕は思うんですね。だから、こういった内容、わざわざ条例にしくなくても、皆さん、兼ね備えた人格と個性を持った方々が今、懸命に介護という本当に大変なところを支えていらっしゃると私は思っているものですから、特にこういった条例でわざわざというか、高らかに言わなくても僕はいいじゃないかなというのはちょっと思っています。

新城の市民の人たちとしゃべっていても、物すごい優しい方ばかりですし、こういった社会福祉への理解というのは皆さん持っているけどなというのはちょっと思っていますが、そこら辺でダブっちゃうかもしれないで

す、簡単でいいですけど、この条例に文字起こしをして、これを議会の承認を得る作業を行うという意味合いを簡単にでも教えていただければと思います。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 福祉の現場で働く皆さん、委員のおっしゃるとおり、それぞれ崇高な意識をお持ちで働いていただいているということは確かなことかと思えます。

ただ、介護福祉の仕事にこれから就こうとされる方、それから現在勤めておられる方で、残念ながら離職してしまう方とかもお見えになって、その原因等を考えてみると、本人の思いを継続させるために周囲の環境、例えば資格維持のための研修等を受けられる環境が町場と田舎では違うとか、そういったことで手助け等することで、その思いを長く持ち続けていただくことで離職等を防ぎ、長く働いていただけるような環境をつくるという意味合いもありまして、やはりこういった条例化が必要かと考えております。

○中西宏彰委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

そうですね、私自身も本当に今のこの介護の世界というか、介護の現場の中に飛び込んで、今働いている方、また携わっている方というのは本当にすごいと思います。ニュースを見ても、介護職員の方々が減っているとか不足している中、また高齢化社会でどんどん手がかかるというか、お年寄りがふえているというケアの中で、大変な状況の中へ飛び込んで働いていらっしゃる方というのは本当に尊敬しておりますし、それだけでもすごい方々だなと私は常々思っているものから、こういった条例を見たときに、兼ね備えた方ですよと思ったんですが、これから就こうと思う方とか、そういった方にも向けてのメッセージということで理解をいたしました。

ただ私自身、残念ながら離職された方とか

って、課長さんがおっしゃいましたけど、こういうことが確かにあって、また戻ってきてほしいと思いますし、アンケートのほうも読ませていただきましたけど、そういった方々は、働きかたかったけれども離職せざるを得なかったという、現実の問題というのがリアルにあったんじゃないかと思ってまして、そのリアルな問題というのは、私自身はですけど、考え方なんですけど、やっぱり賃金が低いということが大きい問題じゃないかなと思います。

本とかを読んでみても、やっぱり賃金が低いもんですから、若い方が飛び込んで介護を頑張りたいと入っても、結婚されて子どもを養って家庭を築いていくということがなかなか自できないという給与体制になっているところで、子どもが大きくなってきたら、ほかの職種に変えざるを得ないというようなところの話しをちょっとお聞きしてるもんですから、なかなかそういう問題って、結構介護の診療報酬の問題は市でもないですし、その現場の介護士さんとかの問題でもないもんですから、国とか県とかの報酬を上げてもらうという改定をしていただかないと、なかなかそこに入っていくかないと私は思ってますんで、そういった条例を定めるというのもいいんですが、そういった大きな問題に対しての対処というのは、どういった吸収をされている、条例の中には入っている、そこら辺を検討しているのかどうかというのを、ちょっともう一度改めてお伺いしたいと思います。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 賃金であるとか、報酬に関する部分については、今、浅尾委員おっしゃるとおりで、そういったこともやはり会議の中では議論されたわけでございますが、この条例で行おうと、これから推進していこうという施策につきましては、この条例制定の会議の基になります福祉円卓会議、こちらの答申のほうに列記されております、市とし

て今こういった福祉従事者の方たち、もしくは福祉事業所のために市として何ができるか、こういった提案をいただいておりますので、これを一つずつ確実に実現していくための条例ということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

○中西宏彰委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。じゃあそこら辺は、7条の市の責務というところで包含されているという状況で理解をいたしました。

それから、国や県とかに関わる賃金の問題とか処遇改善の問題、大きくは上位のほうになるかと思っておりますので、そういったところに働きかけるとか要望していくというところで、7条のほうに入ってくると理解をいたしました。

あと1点、滝川議員のそれに関わる再質問でもありましたけど、第9条のほうの福祉従事者支援施策推進会議にもおいて、そこでも国への要望もそういったところが会議を開いて、必要であれば要望していこうというような検討もしていくよという答弁があったと思いますが、ここも含めてそういった賃金のことや7条の市の責務とも関連しながら、現場の介護スタッフの労働環境をよくしていこうというような検討、また行動をしていくというような理解でいいのか伺います。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 国、県等に対する要望等におきましても、救助における推進会議の中で話し合っていくべき議題といたしますか、そういったものかとは思いますが。どれだけ国・県に対する要望の機会というのがあるかというのは今後わかりませんが、新城市、いわゆる介護報酬であるとか、福祉サービスの報酬のその基準、やはり町場と田舎で、こういったことでちょっと新城市では、この報酬単価ではなかなか事業継続が大変とかいう項目を整理したりとか、そういうことがこの会議の中では必要ではないかと考えております。

○中西宏彰委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

これで最後にしますけど、こういった介護の状況については、本当に大事だと思います。新城は今後どんどん高齢化やこういったケアに、仕事というかニーズが今でも高いんですけど、さらに高くなってくると思いますので、そういう人たちにしっかりした雇用と生活ができるような、そんな環境づくりやまちづくりにしていけば、新城もすごく来たいとか、よくなるというような思いをしていますので、ぜひそういったいい方向で話し合いとかを続けていくような方向性に持って行っていただければと思うんですが、この会議というのは、もう要綱というのは決まっているのかどうかというのがちょっと知りたいのと、あと構想、何人ぐらいだよとか、あとはメンバーはどんな人だよとか、そういったものが骨格なり、もう決まったら詳しくちょっと教えていただければと思いますが、そのところはどうでしょうか。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 第9条の会議につきましては、現在のところ条例に書いてある以上のことは、要項等を定めているものではございません。

ただ、この条例の中にあります福祉従事者、それから事業者、市民、市の4者がそれぞれ参加しておる会議ということが大切でございまして、どこか1者が単独の考えで進むということがないように、4者で十分に協議できるような会議にしなければいけないと考えております。

○中西宏彰委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 条例の中の第4条から第7条についてのそれぞれの責務が書いてあります。それぞれの責務について、くだりのところで努めるものとするそれぞれなっておりますが、その辺のところの意味合いというか、とらえ方というか、ちょっと曖昧な部分はあ

るのかなと感じているんだけど、曖昧という言い方はいかんですけど、気を遣ってるのかなと感じるんですが、この辺のところはどうですか。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 このところでございますが、表題のほうでは責務ということで書いてありますが、内容としては、この条例を推進していくに当たっては、主体の皆さんにそのように努めていただかないとこの条例が推進できませんということで、条例に基づいて皆さん頑張っていきましょうという、そういう内容となっております。

○中西宏彰委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 条例の確認でありますけれども、第8条のところの1から5についてであります。推進施策として1から5がうたっております。主な内容というんですか、主たる内容を確認したいと思います。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 条例の中では、こういったことに資する事業ということで、五つの事業として記載させていただいているわけなんですけども、内容といたしましては、先ほど浅尾委員の質問の中でもございました福祉円卓会議の答申書の中に記載されております福祉円卓会議からの提案事業、これを五つの言葉にまとめたという形になっております。

○中西宏彰委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 あと浅尾委員のほうからもありました第9条のところではありますが、推進会議の組織構成がうたってあるんですけども、ここにたどり着くという表現になるのか、十分なそれぞれの立場に置かれた従事者の皆さん、それから事業者の皆さん、市民の皆さんと市が同じスタンスで構えた状態で、こういう組織構成が図られるのが一番よろしいかと思うんですね。そこに行き着くまでは、かなりまだまだ力を入れて行政のほう働きかけをしながら認識し合うことが必要かなと

感じるんですけども、要するに全体としてこの条例を見ますと、当然、福祉従事者というのは、昨日の滝川委員の中にも少しあったかな。雇用関係がまず動いているということで、従事者の皆さんは雇われて働いているという、一方ではそういうバランスの関係がある。

ですから、今回のこの条例というのは、条例によって福祉従事者の皆さんの権限、権利というんですか、これが保障される、こういう中身に位置づけられるのかなというのが私は結論的に思っているんですけども、それならそれでますます重大なことでいいことであると思いますので、条例化は本当にばっちりいいんじゃないかなと思います。

ただ、そこへ行き着くまでは、まだまだこの円卓会議をやられてこられた方、検討されてきた方のもうちょっと踏み込んだ、それぞれの立場の人たちの保障ができるような、そんな議論をもう少し深めていただければと思いますが、それが第9条のところにも反映されていけばいいのかなと思うんですがいかがでしょうか、その辺り。私のほうはこれを考えて言ってるんですけど。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 委員おっしゃるとおり、4者が対等の立場で議論できる会議というのが理想と考えております。そこに出ていただける方をどのようにお願いして、どのように出ていただくか、推選いただくのか、公募させていただくのか、そういった議論はまだまだこれから相談させていただいて、そういった対等の議論ができる会議としていきたいと考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 福祉円卓会議の議事録を見させていただいた資料の中で、福祉従事者向けのアンケートに関する意見、また感想の仕

分けを行われた中でグループワークの発表があったかと思うんですけども、そこを見させていただいて、意外に委員の皆さんのネガティブな意見が多かったのかなというのには実は自分として感じてしまったんですけども、いわゆる賃金の問題ですとか、先ほど浅尾委員のほうからもありましたけども、引上げについてどうなのかなとか、あと雇用の確保にかかわった住みやすさだとか働きやすさなんかの労働環境に関する要望的なものがほかにも多く挙げられていたように感じました。

第5条の中にうたわれている部分で、労働環境の向上ですとか、それから人材の育成ですとか、事業者間連携の条例化されたものが載っておったわけですけども、これらというのは委員の皆さんから挙げてきた意見ですとか、また思いだとか声、これが反映された上で条例としてこれから進められて動いていくという、こういうとらえ方でよかったのかどうかちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 今回の条例の第5条のところに書いてある内容につきましては、委員おっしゃるとおり、福祉円卓会議から出た意見が基でこういった条例の形になっておるといってごさいます。

○中西宏彰委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。

その出された声というのは、これから途切れもする中で、また進めていく過程の中で反映されたものとして、またこれからそういう意見を酌み入れて進めていく思いで、条例を進めていくというとらえ方でよかったかどうかをもう一度お願いします。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 そのように、こういった事業者の方に労働環境の向上、人材育成、連携等を深めていただくように、福祉円卓会議から具体的な事業が提案されておりますの

で、それが実現可能となるように主体となる4者が協力して事業化を目指していくということでございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 皆さんの質問で大体分かりました。

こちらの条例を提出される理由が、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会を実現するためにこの条例が必要であるとうたっております。

また、各委員が今質問したように、条例の中には何をこうせよというような具体的な行動ではなくて、どちらかという気持ちの部分を中心にうたっていると思うんですけど、やはり浅尾委員などから出たような労働環境だったりとか、賃金の問題とかというところがどうしても引っかかってくると思うんです。

私として確認したいのは、この条例だけじゃ完了しませんよね、当然実現するためには。この条例だけじゃ完了しなくて、この条例があつて、もっと言うと、こういった崇高な意識を持っていらっしゃる方といえ、よくよく組織では2割ぐらいと言われるじゃないですか。例えば、今はもうまさに明日やめようとしている人がいるかもしれない。でも、そういう人たちもとても貴重な労働力で、とても一生懸命頑張ってくれていますよね。こういった方々も守らないといけないと思うんですよ。そういった方々からすると、あまり崇高な意識を押しつけるとプレッシャーになるんじゃないかなと若干私は思ったんですけど、そういった意見とかはどうでしょう、細部いろいろな話し合いであつたりとか、議論の中に出てませんか。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 押しつけという議論はなかったかなと記憶しております。

○中西宏彰委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 最後の一つですけど、先ほどこちょっと私が言ったように、この気持ちだけでは、全てのことがセットされませんよね。今後、今私たちの前にいるのは行政の皆さんなんで、行政としてこの条例をしっかりと生かして、今後、従事者の方々がやりがいを持っていただくために、ここに書かれている市の責務にありますけれど、ここに関してはまだ具体的にはなってませんか。それとも、これをこうしていこうというような指標はありますでしょうか。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 具体的な内容というのはまだまだこれからで、会議等でこれは市がやるべきことだとなったものについては、市がやっていくということになるかと思えます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第92号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第123号議案 和解及び損害賠償の額の決定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 これは設置された竹製の欄

干ということで書いてありますけれども、設置されたのはいつ頃ですかね。

○中西宏彰委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 具体的な年数はちょっとわかりませんが、恐らく五、六年たっているものと思っております。

○中西宏彰委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 五、六年で間違いはないですか。かなりもっと前じゃないですか。

○中西宏彰委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 具体的な年数、いつ設置されたかとか、そういうのははっきりわからないですけれども、設置されたものを事故後確認したところ、腐食の具合とかそういうところから、野ざらしで竹を置いておくと、大体五、六年でこんな感じになるのかなというようなことですので、具体的な設置の時期というのは記録が残っておりませんので、はっきりはわかりません。

○中西宏彰委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 多分橋の欄干と言うよりも、危険なために防護柵的ということで設置されたんじゃないかなと、私、今見て思ったんですけれども、橋の欄干ではないと思うんですかね。もし橋の欄干だったら、もうちょっとしっかりしたものをつくられるのかなと思うんですよ。

安全対策、落ちないようにというような当時の方がやられたのかもわかりませんが、その辺のニュアンスは取りようによってまた変わってくるかも知れませんが、五、六年だとしたら、五、六年前から今日の平成30年の事故があったときまで、そうすると3年ぐらいの間ということですか、逆算すると。3年ぐらいの間は放置されてしまったという、管理ができなかったということでありまして、管理上の責任というのはどこにあるのかと聞いたら、やはり市全体になるわけですね。そうすると、その辺りの今回の中身を見ますと、もう少し踏み込んだものが

調査できなかったのかなと感じるんですけれどもどうでしょうか。

○中西宏彰委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 長篠城址の全体の中で、あそこの長篠城史跡保存館のちょうど裏に位置する場所が事故の現場になった場所でございます。それで、ここの部分につきましては、そこへ今、端に至るところの斜面が崖地でありまして、その部分が非常に危険であるというような認識はありましたので、その部分を改修ではないですけれども、ちょっと注意を要する部分であるなという認識はございました。

それで、ただここを利用される方が、私たちが想定していたのは地域の方が利用されるというようなことで、しかもその方々はあそこを使い慣れているといったらあれですけれども、危険ということを十分認識した上で通行されている。それでちょっと危ない状況でもありましたので、そうした中で通行止めというのも常々しなければならないかどうかというのは内部で話し合い等もされておりましたけれども、地域の方が使うであろうということもありましたので、簡単に通行止めにし切れないというような部分もございました。

そういった経緯の中で、橋の欄干の部分につきましては、先ほど以来、欄干と申し上げてるんですけれども、確かに橋の板状のものだけがある状態で、いわゆる手すりになる部分もともとない橋でしたので、そういった意味からすると、委員おっしゃるように、いわゆる柵のようなもので注意喚起をするというような位置づけのものであり、私たちは便宜的に欄干と申し上げておりますけれども、その辺の定義についてはなかなかどういうふうに解釈するかという難しい部分はあるかと思いますが、そこに関しては昨日、部長のほうで答弁いたしましたように、目視による確認のみで済ましておりましたので、そういった

部分は非常に不十分であった部分であろうな
と思っておりますので、その部分は今後気
をつけていきたいなと思っております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありません
か。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今、丸山委員がちょっと言
ったことに関連なんです、この橋の欄干は
竹の具材で造ったものなんです、これはた
しか3年前の説明では、地元の方がつくった
というように聞いたような記憶があるんです
が、問題になっている竹で欄干とか柵をつ
くったのは市だったのか、地元の方だったのか、
また別なのか、そこら辺の状況、管理につ
いて伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 3年ほど前、事
故直後にこの委員会のほうで御説明させて
いただきましたとおり、設置というのか、橋の
欄干自身を地元のボランティアの方が設置を
してくださっています。それで、設置した当
時の経緯というのははっきりわからないです
けれども、恐らくそこを見たときに危ない場
所であるということで、柵代わりではないで
すけれども、設置をしてくれたものと思っ
ております。

それで、当然ボランティアの方が設置され
ているんですけれども、あくまでも保存館の
敷地内であるものですし、それから人が通行
する場所でもあるので、責任の所在といた
らあれですけれども、そういった部分に関
しては市が負うべきものであると考えてお
ります。

○中西宏彰委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

あと基本的な質疑になっちゃうんですが、
この橋というのは板があるだけだよという、
今答弁があったんですが、日頃からないとい
けない橋なのか、それとも絶対にこれなく
てもいいよというような橋なのか、橋の使っ

ている頻度というのはどんな状況だったん
でしょうか、伺います。

○中西宏彰委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 現段階で事故直
後から通行止めにしております。それで、通
行止めにしたことによりまして、地域の方
から苦情というのか、何とか通れるように
してくれというような要望は特に上がって
きておりませんので、使用頻度としては
それほど高くないであろうなと考えてお
ります。

ただ、この橋自身は、今度史跡という立
場から見たときに、もともと長篠城の本丸
のほうから弾正曲輪のほうへ行くという
ような道筋に当たるところになりますので、
地域の方が使う使わないということと同
時に、今度は史跡という部分で考えた
ときに、この橋が長篠城の価値とか
そういった部分からすると必要なもの
であるかもしれないというようなこと
も併せて考えなければならぬのかなと考
えておりますので、今後その辺りも含め
まして、使わないからなくすかどうかと
同時に、史跡として必要なのかどうか
ということも併せて、今後検討していき
たいと考えております。

○中西宏彰委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

今回、損害賠償額で272万2,075円とい
うことで、相手方に今回の橋の欄干の状
況で負傷させてしまったというところ
があるもんですから、この橋の理由づけ
とか、あとおっしゃったように、違
う方向からでは史跡の観点から必要
かもしれないということは確かにある
かと思っておりますので、今後の対応
としては、リスクはなくせればなくした
ほうがいいのかと思いますし、またな
ければなくすという方向も多分考え
られるとは思いますが、今後、必要
なものなんだということだったら、そ
こは日頃からはもう今みたいに通行
止めという形で、イベントとか
そういった使うとき、みんなの
目で監視ができるときだけ解放する
とか、そ

ういう手だてだとか対応というのはこれからされていくとは思いますが、そういったことも踏まえて今回、この賠償額を払って和解という形になるんですが、そこで課題とか対応というのは今考えているのかどうか伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 今後につきましては、まず橋の存続、残すべきかどうかというのは、先ほど申し上げた格好になるかと思っておりますので、今後これから安全性とか危険性、それから史跡の中におけるあの橋の位置づけということを考えながら、残すか残さないかということを考えていく。それで、当然残すということになれば、今後二度と同じような事故が起きないようにしなければならぬいもんですから、その辺りの安全管理ということは今まで以上にしっかりとっていかねばならないと考えております。

それから、もしなくすということであれば、先ほどそんなに地域の方が思ったほど使っていないというようなお話をしましたけれども、もしかしたら影響が若干残るかもしれないので、その辺は地域の方と少しお話をして、なくすのであればなくすよということをちゃんとはっきり地域の方にお伝えをして、問題の残らないようにしていきたいと考えております。以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 この橋というのはいつ頃つくられたんですか。

○中西宏彰委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 これもはっきりした年号はわかっておりません。医王寺にある武田勝頼本陣の地という大きな石板があるんですけども、もともと文字を入れる前の岩を橋と使っていたというような記録がありまして、もうそれはかなり古い段階からあつ

たと思います。それが外されて医王寺のほうに移転して、今のコンクリートの橋に変わったと思いますので、もう恐らく橋自身は設置されて五、六十年たっているものと思っております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第123号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第133号議案 新城市過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例の全部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 過疎地域持続的発展計画に振興すべき業種として情報サービスがあるわけですけども、この情報サービスが対象業種として追加された理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

○中西宏彰委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 こちらにつきましては、法律のほうで定められておりますので、内容として、今回その内容が条例のこちらの課税免除となるものに加わったということになります。ただ予想されますのは、情報サービス業等につきましては、計算センターとかデー

タセンター、市場調査・世論調査サービスなどということですので、これから行われていくだろう、伸びていくだろうという情報処理、そういったところが加わったと認識しております。

○中西宏彰委員長 鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。理解しました。

それから、あともう一点なんですけども、説明の中にあっただけかもしれませんが、これ3年適用期間が延長になったということなんですけども、延長された理由についてももう一度お願いしたいと思います。

○中西宏彰委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 こちらにつきましては、適用期限を令和6年3月31日ということで3年延長となっておりますが、まずは元の法律が10年間の限時法になっておりまして、令和3年3月31日で失効ということになりまして、それに伴って法律自体が新しいものに過疎地域の自立的発展の支援に関する特別措置法ということで変わったものですから、それに加えて市の条例のほうも課税免除を引き続き行っていくのに当たりまして、全部改正ということで新城市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例というものを、今回、全部改正するものであります。

先ほど申し上げました令和6年3月31日とした理由につきましては、固定資産税の課税免除等の対象である特別償却設備設置者となるための所得等の期限が3年と定められておりますので、そのようにさせていただいております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第133号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

~~~~~

陳情審査のため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時12分

再 開 午後2時14分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

陳情者 新城市スポーツ協会から提出されました「新城市総合運動公園（仮称）誘致に関する要望書」を議題とします。

本日は、参考人として新城市スポーツ協会会長 山本松宏さん、及び補助者として新城市スポーツ協会副会長 小澤竜史さんの出席を得ております。

この際、委員長として私から一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるよう、よろしくお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、山本さん、よろしく願いいたします。

山本さん。着座にてどうぞ。

○山本松宏参考人 皆さん、こんにちは。スポーツ協会会長の山本と申します。よろしく願いいたします。

今回、このような会に招いていただいたのはたしか2回目かと思います。前回と同じような内容かと思いますが、新城市スポーツ協会は、今、施設の面で大変譲り合いというのか、施設の難民状態であります。

今年はコロナの関係で2,000人をちょっと超えただけの会員数ですが、ふだんは3,000人を超えるときもあります。なぜかといいますと、会員数はその年その年によって人数が変わります。例えばバレーボールなんかで言いますと、協会の試合があるときに来て、会員を登録するというような形になっておりますので、年によって若干の変動があります。特に今年度のような場合、大会が御存じのように運営ができておりませんので会員数が減っております。こういうことがありますので、その点だけ御承知おきください。

また、御承知のように陸上大会、小中学生の大会がなくなった代わりにということで、協会のほうで陸上大会をやっと思っていただきましたが、これも中止になってしまいました。非常に寂しい思いでこのコロナを過ごしているわけですが、早く何とか明るい日が来ることを願っております。

全く余談にもなりますが、愛知県健康寿命、時々大会でも言わせていただきますが、男性は71.74歳、愛知県は過去1位を続けておるかと思っております。女性は74.93歳、これは昨年までは山梨県と同じ1位でしたが、今年は3位になっているようです。調べたところ、そのような状態でした。

健康寿命というと、新城市にとっては健康新城市ということで、前の会長のときから言われておりました。お年寄りの皆さんたちがそれ

ぞれの会場で、スティックを持ったり、ボールを持ったり、そして運動に励んでくれている姿は、とても新城の姿としてはふさわしい、うれしい姿だと私は思います。そのようなことが健康寿命を延ばしていることだと思います。

71.74歳というと、私もそろそろ70歳に近づいてきましたので、二足歩行がそろそろできなくなるころかなと思っておりますが、まだまだ私も80歳までは何とか竹刀を振りたいなとそんな思いしております。やはりそういうことを考えることが、新城市の人々にとっても大切なことだと思いますし、健康を維持することが大事だと思います。そのためには、健康を維持するための場所、そういうものが必要になってくると思います。幸い、新城市は新城東高校が今廃校になり跡地となっております。その跡地をスポーツ関係で使わせていただけることはとてもありがたいことであり、いろいろな大会ができることだと思います。

私は現職のとき、愛知県の小中学校の中小体連の体育協会の副会長をやらせていただきました。そのときに、県大会、駅伝大会を新城の総合公園へ持ってきていただきました。そうしたところ、それまで県大会に出れるチームはほとんどありませんでしたが、ここの会場で大会をやることによって、男女2チームほどずつが出れるようになりました。それにプラスして1チームが特別枠、会場枠ということで出させていただきましたので、子どもたちは大変力をつけたと思います。

大きな会場ができれば、大きな大会があります。することによって、小・中・高の皆さんが本物の姿、スポーツの姿が見れるかと思っております。これは教育にとっても大変いいことであり、新城市にとっても将来、健康寿命を延ばすためにもいいことかと思っております。

そのようなことを鑑みながら、2年ほど前に体育協会でしたが、その中でアンケートを取らせていただきました。どのような体育館、

どのような運動施設が必要か、これは県議から依頼がありまして、そのようなものを早く完成させなさいということで依頼がありました。各協会にアンケートを出し、つくらせていただいたものが、既に皆さんは御承知だと思いますが、新城東高校の跡地にこのような形でつくらせていただきました。

その中にメインになるのが、全長1キロに及ぶ歩くコース、タータンの雨でも使える歩くコースをつくっていただいて、いつでも誰でもがその場でランニングもできる、歩くこともできるようなコースをつくっていただきたい、そのようなものを大きなメインとして取り上げさせていただきます。あとのことについては、それぞれ今あるもの、野球場、テニスコート等々をそのまま使っていただくというようなことで案を述べさせていただきました。

新城の市民が、やりたいときに、やりたい場所、すばらしい施設で運動が、スポーツができることを期待して、このような計画要望書を出させていただきました。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言ください。また、委員に対しての質疑をすることができませんので御了承をお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 この要望書の中身を見させていただきました。この中で最初のほうに書いてございます、平成11年以降、市教育委員会の主導により県内外の体育館の見学をして云々のところに書いてありまして、調査研究を進めてまいりましたとこううたっております。これは市町村合併前の旧新城地域の声だと思いますが、当時を振り返りますと、私は

鳳来町の人間として、当時、東三河の拠点構想というのが当時ありまして、それで長篠のふれあいパーク、あそこが位置づけられておりました。それが市町村合併によって、またその後の見直しによって、この東三河の構想が頓挫してしまったという経緯があります。要するに東三河の中での位置づけとして、多目的広場を運動広場として活用していこうという、こういう位置づけがあったんですね。この平成11年の旧新城市の教育委員会の主導によりと書いてございますけれども、そのときの調査研究というのはどんなもんだったんでしょうか、教えてください。

○中西宏彰委員長 山本さん。

○山本松宏参考人 ありがとうございます。

ちょうど私が市の指導課長をしておったとき、これが始まりました。それ以前かと思いますが、私が知ってる範囲でいろいろな体育館の見学に行かせていただきました。いわゆる屋内型、土がある体育館、ドーム型の体育館がいいのか、床の今まで使われていたような体育館がいいのかということで、私の知ってる限り、いろいろなところをそのときのスポーツ課長にお知らせしました。私も同席させていただいたことがあります。一番記憶に残っているのが藤枝の体育館、それから天城ドーム、これは静岡県です、それからあとは北陸のほうの体育館も見学させていただきました。

そのような体育館を見学して、そのときにやはりいろんな総合的な体育館、こういうものが新城市にもあるといいというようなことで案がつくられたかと思えます。このときのスポーツ課長が世古さんだったかと思えますが、一緒に私も教育委員会に在籍しましてやらせていただきました。

以上です。

○中西宏彰委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それで、再度ちょっと確認したいんですけども、当時、確かにあちこち

の現場を見ていただいたという経緯があると思いますが、私ここのところでちょっと確認したいのは、東三河の拠点都市構想というのが当時ありまして、それで東三河全体の中の特に奥三河の位置づけとして、この玄関口として鳳来町ふれあいパークのところのそこへ運動広場という形で位置づけされておったんですね。その辺のところの旧新城との調整というんですか、その辺ができたのかどうか、全くちょっと皆無でわからないのですが、先生も当時はあちこち回られた先導役になられたとも認識しておるんですから、どうでしょうか、そのところは。

○中西宏彰委員長 山本さん。

○山本松宏参考人 私は教育委員会でも指導担当だったもんですから、その詳しいところまで知らなくて、体育館の建築についてということで私には案内が来たもんですから、その当時、まだ合併してなかったので、鳳来町とのふれあいパーク、あのすばらしいところですか、あそことの関連についてはお聞きしていなかったというのが本心です。

○中西宏彰委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 あと、とにかく運動パークっていうんですか、全体的な構想が当時、この旧鳳来町の中でやっぱりありまして、それで東三河全体の中で認識し合って位置づけられたという経緯が確かにございました。市町村合併でそれが帳消しになったという流れだと思いますが、構想そのものも多分なくなっただけで、こういう中でこの要望書の中の下りのほうに書いてございます、一案最後の部分ですね。旧県立新城東高校跡地、これについては3年ほど前でしたか、私がちょうど議長をやらせていただいたときに、体育館の活用というんですね、それについてはすごく私も認識しておりました。

今度は、それプラス体育施設ということで、また輪が広がっておるんですけれども、これは誘致していただきたいということになって

るですけれども、ということはどういうふうに解釈したらいいのかはちょっとわからないのですが、あくまでも県が主導になって、愛知県の施設としてこの新城市民に対して活用を生かすような、先ほど先生がおっしゃっておいりました愛知県の位置づけというのは、健康第一、また新城も健康づくりのまちとして今まで取り組んできたという経緯があるということで、かなり県の責任というのはこれ大きいと思うんですね。

ですから、一昨日、その前でしたか、一般質問の中でもありましたが、長田議員、また齊藤議員の質問の中でもいろいろありましたが、費用の面でもかなり大きなお金がかかる予測もあるということで、一層のこと、これだったら県の責任においてそのような構想がもし立てれば、それで十分片づくのかなと思うんです。その辺りのスポーツ協会としての思いというんですか、その辺のところもう一回確認したいと思った。

○中西宏彰委員長 山本さん。

○山本松宏参考人 ありがとうございます。丸山市議が議長だったときにも同じような陳情をしましたので、よく承知しておっていただけて大変ありがたいわけですが、私どもとしては、先ほどから言っているように、あの学校の跡地は体育施設を使うと非常に利便性が高いものです。現在、野球場もあり、サッカーコート、陸上競技場、テニスコートもあります。それに加えて駐車場の奥のほうについては、私の記憶では、体育担当をやっていたときにグラウンド・ゴルフの会長さんが、あそこでもグラウンド・ゴルフをやらせていただきました。ですから、大きな県大会レベルの大会を新城東高校でやった記憶があります。

そのような面で、あそこを借りることによって、新城市で受け取っていただくことによって、先ほど言いました1キロの遊歩道もできる、そして、いろいろな協議も一度

にできるし、今まで体育施設を苦勞して使われていた競技団体も使えるようになるのではないのかなとそんなことを思います。

今言われた、県のほうで何とかうまく使って、県の施設としてこちらに貸していただきながら、こちらで活用するというはとてもありがたいことですし、私どもとしては、あの場所が使えることが一番の願いでもあります。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今日はどうもありがとうございます。いろいろ状況のほうが分かって、非常に理解が進みました。

一つ、私も3年前の要望のほうも聞きながら、おぼろげながらわかっている形ではいるんですが、今、先生が言われた現状のほうをまた詳しくちょっと教えていただければと思っております。

それからまた、他市とかも私自身も調べてみると、最近では蒲郡が体育館をリニューアルしたということで新聞にあった。新城市は、壊してからないということで、非常に健康増進で頑張っていらっしゃるそういった団体さんの方々にとってはなかなか施設がないという状況で、本当に今大変な状況じゃないのかなと思ってまして、そこら辺も少し今の置かれている状況等を教えていただければと思いますが。

○中西宏彰委員長 山本さん。

○山本松宏参考人 ありがとうございます。

3年前も浅尾議員がおっしゃっていて、いろいろ理解していただけたことをうれしく思います。

今言われたことですが、会場については、例えば一番会員数の多い、隣におけるグラウンド・ゴルフの会長さんですが、グラウンド・ゴルフの会場が桜淵のあの広場、駐車場と運動施設です。あその駐車場のほうは使えずに、運動施設のほうだけ使えるわけですが、

野球のバックネットがあるところですが、あそここのところでグラウンド・ゴルフの大会とゲートボールの大会を同時にやるがあります。これは私もゲートボールの大会に挨拶をしるということで伺わせていただいたときに、半分のコートで新城市の有志の方々の大会をやっております。これは大変だなと、そんな気持ちでございました。いつも隣におる会長さんから、なかなか会場を取るのがえらいというようなことを言われます。

ゲートボールについては、桜淵公園を使うときは、2日ぐらい前からあの砂利を全部整地してきれいにしてやらないと、ボールの移動があつてなかなかうまくいかないそうですので、会長さんたちは非常に苦勞してやられております。

そんな話を聞いておりますし、バレーボール、バスケットボール、それからほかの球技、バドミントン等々についても、小中学校の体育館が使えるわけですが、なかなか思うようには使えないと。体育館の運営会議があるわけですが、その中で何曜日に使えるというようなことを4月当初やるわけですが、特別に使いたいときになかなか入れないというような現状です。

私も現役のときに、ある中学校の校長をやらせていただきましたので、そのときに委員会をやると、先生、何とか特別使いたいとき使わせてくれんかなというようなことをお聞きしておりますが、土日については昼間部は子どもたちが使うものですから、今はコロナでなかなか使わないですが、そういうようなことがあつて使えないという状況が続いております。

今年度については、コロナで教育委員会のほうから学校関係の施設は使わないでくれということが出ております。これについては、私も理解を各協会へお願いをしました。大人が使って子どもたちにコロナの感染をしては、これは本末転倒ですから、ぜひその点につい

ては、学校、教育委員会の方針に従ってくださいということを協会をお願いをしたつもりでおります。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

大変場所取りにそれぞれの団体様が苦勞しているんだなという実態で、本当に身につまされる感じでお話を聞かせていただきました。

そういう状況で、なかなか長寿命になって100年人生という中で、自分たちの健康を維持して健康寿命を延ばしていくという本当に大事なときに、こういった市民体育館がないというのは確かに維持するのが大変だなとちょっと思っています。

これは前もスポーツクラブの方とかも聞いたりとかしたんですが、土日も子どもが使ったりだとか、あとは選挙の開票作業とかもいろいろあったりとかして、青年の家を使おうと思っても使えなかったりとかいうことで、なかなか体育館の代わりになるとかそういった場所取りが大変だということころは、この団体の皆さんの共通の思いというか、課題という形でとらえてよろしいのでしょうか。

○中西宏彰委員長 山本さん。

○山本松宏参考人 ありがとうございます。

やはりそういうところも使いたいときに使えないという原因はあります。選挙とかほかの特別な行事というのは、年間にそんなにはないわけですが、秋、特に春、これは大会等々をやりたいときですので、そういうときに体育館が使えないということは非常に困るような状態です。

特にグラウンドについては、前から言っておりますが、ここの隣におるグラウンド・ゴルフの会長さんについては聞きますと、なかなか取るのが難しいと。作手も取ったり、それから新城の桜淵公園、先ほどあったほうらいパーク等々があるわけですが、そこもなかなかほかの競技が使っていて取れないという

ような状況を聞いております。

せっかくですので、隣におりますので、そのような状況を聞かせてもらいたいと思えます。よろしいですか。

○中西宏彰委員長 小澤さん。

○小澤竜史参考人 いつもスポーツ協会の行事につきましては、御理解をいただきありがとうございます。

使用の状況といたしますと、今、山本会長から申し上げたとおりでございます。ちょっと私の意見を聞いていただけますでしょうか。

昨日の齊藤議員の一般質問を拝聴させていただき感銘させていただきました。どういったことかといいますと、とりあえずまず1点は、体育館が必要だという聞き手なんですけれども、庁舎をつくるということが第一前提でございまして、その庁舎をどこに造るかという段階で、市の体育館跡地を使うということで始まっておるかと思えます。ということは、庁舎をつくるという決定がされた時点で、現在、市民の方が使われている体育館がなくなるよという事実は完全たる思いでございますので、その時点で新しく体育館の建設ということが全面に出てこなかったというのが非常に私にとっては残念だなと。

第2次総合計画のときですが、齊藤議員も御一緒だったかと思いますが、その計画をつくる際に、それは前々から思っておりましたが、そのことは申し上げておったということでございます。それから、昨日の齊藤議員の御質問の中で、教育部長からの答えが、団体の皆様、そして市民の要望を聞きながら、その気持ちを聞きながらつくっていきたいというような気持ちをおっしゃっていたんですけども、市民の気持ちを聞くというのは、もう庁舎を造る、そのために体育館がなくなったという時点でもう既にスタートしなければならないものが、現在そういうものを検討する組織を、検討中でございますというような返事がございました。この行事をやるに1年や

2年でできるということはまず考えられないんですけども、どうして今からスタートしたのかということを実は前々から疑問に思っておりました。そのことについては、教育委員会という行政が、市民のスポーツ行事に対する考え方というのがどうのお考えに見えるのかということを実は疑問に思ったのが、一般質問をされたときに私の中では非常に強く思いました。

それから、こういう話しになってくると、やっぱり財政的な部分で問題が出てくるというようなことで、これも齊藤議員の質問に対して答えておりましたが、体育館ということになりますと非常に大きな財源が必要だというようなことの返答もありましたので、それは前々から分かっているようなことですので、その施策としては、有効な起債を使えば相当楽に、その時点で使っておればできたと思うんですけども、それをまだ手につけてないということについては、そういう問題意識というものがなかったのではないかと。

一番最後に、スピード感がないですねと齊藤議員がおっしゃいました。確かに本当にそれは身にしみて感じています。やはりやると決めることが一番大事だと思うんです。その方法は、市民を含めたところでみんなで決めていけば、理解もしてもらえらるだろうし、財政的な部分についても多少高くても市民の方々は理解していただけるというようなことが恐らくできてきますので、そういったことを実施してこなかった今までの行政的な部分に非常に僕は残念に思います。私も行政の一員でしたけれども、そのような意見を感じましたので、先ほどの施設の使い方にとってというのと多少ずれましたけれども、こういったような意見もお持ちでありますのでぜひ。

それからもう一点、行政の組織というのは、議員の中で強い声で言っていただけると、案外目を向けてくれるんですけども、我々が一般で言っても、団体からのアンケートは見て

おりますがというような話で、私たちは団体の人間ではなくて、新城市民一人一人の意見だという形で受け取ってほしかったんです。その辺のところも含めてたえさせていただきます。失礼しました。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。ほかに質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、ちょっと発言をしていただいたものですから、確かに思いはしっかりと伝わりましたけれども、起債対応だとか、そういう活用という話が出たんですけども、ならば当時の鳳来地域の多目的広場、あそこはフルに活用できたんですね。また、これからも希望はあると。

特に過疎計画そのものが見直しをされて、位置づけは当然、作手地域と鳳来地域はされておりますので、十分な起債対応というのはできるはずであります。そういうことも構想的に入れながらやっていかないかのかなと。あとは財政計画も当然あると思いますので、市のほうにそれはそれでまた当然要求していかないかと思えます。

もう一回確認をさせていただきたいんですが、ここの最後の部分の新城東高校跡地に誘致ということで、そのことについて3年前に、体育館についての使用の誘致というんですか、活用というんですか、それについては私承知しておりました。今回、これがもう少し輪が広がっているという中身になっているものですから、そうなること愛知県に対して新城市がどういう形で要望していくのかという格好になるんですね。

土地を買う買わないという問題じゃなくて、その前の段階のステップが必要じゃないかなと私は思っているんですけども、順序を踏んで進めて行政はしていかないといけないと。先ほど小澤さんがおっしゃったとおり、やはりスピード感に欠けているものですから、それは責任を持って対応せないかんとおもうんです。

今触れた新城東高校の活用、これを同時に言うんなら、鳳来寺高校ですね。鳳来寺高校どうなっちゃったんだと、私ずっと言ってるんですよ。県のほうは、草刈り代だけを地域に渡して、地域にお任せしちゃってるんですね。これも施設はまだしっかりしてます。プールもあります。しかし、周りは草だらけ。その草だらけのものを門谷地域の人たちが一生懸命草を刈ってるんですね。年々どうも予算が減ってくるらしいです。

あれも総合的にこの新城エリアとしていろいろな形で考えていけば、スポーツというのは今いろんなものがあるもんですから、今度のオリンピックでも本当に新発見のようなものがありましたので、創意工夫できないかなと。そのぐらいの幅を広くした形で私は捉えたいんですが、どうでしょうか、会長さん。

○中西宏彰委員長 山本さん。

○山本松宏参考人 丸山元議長から、私も鳳来寺高校跡地について聞かれたことがあります。私たちは剣道ですので、鳳来寺まつりで必ずあそこの跡地は行って、剣道の大会をさせていただきました。やはり我々市民にとっても、東三河の剣道愛好者にとっても、あの地域というのは剣道の聖地のような気がします。大変私たちにとってはありがたいところです。そのような形で県のほうから新城市に全てを誘致していただいて、ここを使いなさいということを言っただけだと大変ありがたいですし、私たちは、現在は、先ほどから言っておりますように、新城東高校のあの愛知県でもかなり広い敷地を、1番か2番の敷地を何とか新城でもぎ取ってでも取っていただき、体育施設に使わせていただけると大変ありがたいなと。

中には、行政としては体育施設だけではもったいないぞと、ほかの施設もつくれということが出てくるかと思いますが、私たちはスポーツ協会ですので、体育施設をということで願っております。

さしずめ私たち体育協会としては、これはいつも大会の中で私が伝えることですが、健康寿命を延ばすために、1日1万歩きましよう。お年寄りの方は5,000歩を目標にしましよう。それから最後に、ルーの法則を言っております。もう委員の方は御存じだと思いますが、三つのこと、やり過ぎればけがが多い、やらなければ衰える、適度にやれば筋力は発達する、この三つのうちやっぱり適度に毎日毎日続けることが大切な自分の健康寿命を延ばすことですよということを体育大会の中では言わせていただいております。これは蛇足になりましたが、よろしく願いいたします。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

1点、先ほど新庁舎、隣のあの大きいのを建てるときに、新城の体育館をつぶしてしまったんですけど、そのときに現職の市長との話し合いの中で、体育協会の皆さんとか、そういった中で、今後、つぶしてしまったから、またすぐに新しい体育館をつくるよという口約束なり、この約束といったことがあったよと、誰かからなんですけど、その情報は頭の角にあるんですけど、実際そういった話し合いが懇談の中でもいいんですが、あそこにあった体育館もつぶすということの話し合いの中で、そういったことが交わされたのかどうかというのが、もしもあつたら教えていただきたいんですけど。

○中西宏彰委員長 山本さん。

○山本松宏参考人 はっきりありましたということは言えないですが、私への伝達の中で、私の前会長、竹本会長が、あそこが離れるときに今、議員が言われたようなことはあったということを知っております。私自身は聞いたことはありませんが、竹本前会長は言われました。

○中西宏彰委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

私も小澤さんや松宏会長の話聞いてて、本当に市のスピードが遅過ぎるなと思います。あそこがつぶれてから、あったものがなくなってしまったんですから、そこを利用してきた方たちはつくってほしいって、そこからも言ってたんですよ。だから、そういったところが今になっても、齊藤議員の質問を聞いても、これから考えますみたいなそんな悠長なことじゃないんだと私は思いますし、当時も調べてみると、年間1万人以上の方々があそこでダーツをしたりだとか、いろんな利用をしてたというデータがあるものですから、その方々がもう今使えていない、場所探しに奔走しているという状況を、やっぱり僕は他市町を見ても異常だと思うんですよ。

市の体育館がないというのはおかしいと私も思っていますし、そういった中でこの提案の中なんですけど、体育協会さんのこの要望も含めてですが、旧東高校のあの跡地というのは、ほかの市町から見ても、体育館があったり、野球施設があったりとかというところは、魅力的な立地という状況に映るんでしょうか。再確認になるんですけど、そこら辺の比較も含めて、藤枝の体育館も見てきたというところもありますけど、どういう評価とされているんでしょうか、伺います。

○中西宏彰委員長 山本松宏さん。

○山本松宏参考人 今、浅尾委員が言われたとおり、あそこの立地については、あの施設というのは東三河では時習館が一番なんですけど、それに次ぐぐらいの大きな敷地を持っております。県内でも5本の指には入るのではないのかなと思います。新城東高校と同時にできた岡崎東高校が同じようなレベルの敷地を持っておりますが、若干こちらのほうが広いかなと思います。そういうような面で、他の地域の方々もあそこに体育館ができれば、運動施設ができればいいなというお話は私の耳

にも入っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中西宏彰委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 御説明ありがとうございます。

御要望について、本質の部分を聞きたいと思います。

今いろいろな意見が出ましたが、協会さんとしてはあの場所を議会として新城市の総合運動公園の誘致をお願いしたいということなんですけれども、いろいろな意見が出ましたよね。

私も、例えば鳳来にはふれあいパークほうらいがあって、作手には鬼久保ふれあい広場があって、3市町村の合併都市において、あそこの場所を使うという人たちはある程度限られると思うんですけども、新城市の教育方針でも、将来的な部活動の廃止によってクラブ新城をつくりたいと言ってこられたときに、当然拠点は必要だろうなどは思っています。

そういった意味でちょっと聞かせていただきたいのは、新城市が全体的な包括的にスポーツを管理できればいいですよ。そういう意味で、例えば藤枝市の総合体育館ってめちゃくちゃでかいじゃないですか。武道場もあって、フロアもあって、プールもあってみたいな感じなんですけど、ああいうイメージじゃないですよ。要は新城にしっかりと合った、市民の皆様が場所に困らない、鳳来にはふれあいパークがあって、作手には鬼久保があって、新城にはきちんと跡地があるというような状態で、包括的にスポーツが管理できれば僕は一番いいかなと思うんですけども、今回この要望によってそういった議論を進めていただいて、最終的にあそこを新城で管理できればいいというところをゴール設定にしていくといいのかなと考えるんですけど、是が非でも体育館が欲しいというイメージ

やなくて、そっちのほうかと僕は思ってたんですけどそれでよろしいですかね。

○中西宏彰委員長 山本さん。

○山本松宏参考人 いつもありがとうございます。

スポーツ協会の体育施設について、議会の中で言われていることは大変私もうれしく思っておりますし、今言われたとりで、新城の今体育を愛する者、スポーツを愛する者たちが、今言われた3地区のいろいろな会場があるわけですが、そういうところでいつでもやりたいときにできるような施設であってほしいということが一番の思いであります。

以上です。

○中西宏彰委員長 小澤さん。

○小澤竜史参考人 今、会長が言われたとおりなんですけれども、もう一つは、一つの夢としては、齊藤議員も言われてみえましたが、小さな子がプロの技を目の前で見るといこともすごく期待できる、そういう機会にしたいので、そういう機能も持ち得た施設が、全てじゃなくてもいいんですけれども、脆弱な自治体ですので、そこまでは無理かも分かりませんが、その中でもきらっと光るものの体育館というか、そういった視点でできるのであれば新しい体育館をつくれたらいいなと個人的には思っています。

もう一点、先ほど県の敷地を市がどうするかというような話ですので、県の考えもよく聞くという、恐らく難解は今後あると思いますので、そのときにどういう形態の土地が借りたり取得できるのかということを見極めた上で、できれば両方とも出資でやれるような形であれば一番財政的にも助かるのかなというようなことがありますので、そういったことをやるについても時間が足りないということは現実問題ですので、早くそういうところに着手していただけるとありがたいと思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 いろいろな角度からそういったところが見られればいいと思いますし、例えばですけれど、ふれあいパークほうら이었다ら、5年前ぐらいから日曜日に子どもたちがスケボーのレッスンを受けてますよね。今、そのスケボーがオリンピック種目になったじゃないですか。乳岩峡にはクライミングの岩があって、すぐ西新町にもクライミングジムがあるじゃないですか。新城でなら新城の特色がある大会が開けるような施設というのは低コストでつくれると思うんですよ。

総合体育館みたいな形じゃなくても、例えば、ここのまちはバスケットボール人口とかも多いですし、3 X 3みたいな外でやれるようなバスケットボールのコートだったりとかいろんなやり方があると思うので、本当に包括的な考え方として使っていけるような、そういったところに持っていけるような議論になるような要望となればいいかなと思ってます。

○中西宏彰委員長 山本さん。

○山本松宏参考人 新しいスポーツがどんどんふえてきまして、私も後で豊川高校に来るわけですが、在任中に新城からは今クライミングが出たんですが、すごく優秀な選手が来ました。すぐ国体へ行ったような選手もおりましたので、そういうような地盤があるということはとてもうれしいことですし、私はスポーツを愛する者がどんどん出てきて、本物のスポーツを後の時代に渡してくれるとうれしいなと思います。それが新城を活性化することでもあるのかなと思います。よろしくお願いたします。

○中西宏彰委員長 以上で、参考人に対する質疑を終了いたします。

本日は、お忙しい中、本当にありがとうございました。

~~~~~  
この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時22分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 趣旨採択の意見で討論させていただきます。

もともと今回の陳情を、私はぜひとも採択したい件ではありますが、委員会メンバーの皆さんの御意見を聞きましたし、陳情者の御意見も聞いたところ、今、市内に点在している多数の公共施設、遊休的になっているものを含めて廃校の跡地だったりとか、様々なスポーツ施設を統括して考えていく必要もあります。

ただし、陳情者の方々が訴えられることというのはもうもっともであり、私自身も新城市の総合体育館の建設のだったりとかあり方についての意見出しというものが市で行われていないことだったりとかというのは、今後改善の余地があるため、このまま採択という意見にはなりません、趣旨採択という形で再び、また今期以降、しっかりと厚生文教委員会と体育協会さんと力を合わせていきたいなと思っておりますという意味で、趣旨採択とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私のほうからは採択をお願いしたいと思って意見をさせていただきます。

今回の要望書の内容を見ても、理解を得るのは私はできます。今後、健康寿命が延びる

中で、スポーツをしたい、また体を動かしていきたいということの欲求というのは向上していきと思いますし、そういったブームなどの流れが今、非常に高まっている中で、そういった時代の中で、今、新城市には体育館がないというのは本当に辛い状況を強いられていると考えざるを得ません。

また、体育協会のメンバーの声を聞きますと、場所取りに大変今御苦労されているということでもあります。やっぱり体を動かしたいときに体を動かせる、そういったまちづくりにしなければ、市民の健康もまた気持ちも健全な方向に行かないと私は思いますので、そうした健康寿命を延ばしていくまちづくり、スポーツ活動をみんなが支えてスポーツしていくというのは新城市に大事だと思います。それが、ひいては医療費削減につながっていくと私は思いますので、ぜひそうしたことも考えても市民の健康、活力を守るためにも、東高校の跡地が広い敷地だということなので、そのまま体育館がありますので、このまま引き継ぐというか、折半なり、県に今から交渉してほしいという思いを十分理解しましたので、ぜひ採択のほうでお願いしたいという意見を言わせていただきました。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択と採択の討論がありますので、起立により採決いたします。

初めに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[起立多数]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

~~~~~  
次の陳情の審査のため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3 時 26 分

再 開 午後 3 時 28 分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
陳情者代表 岡田美穂氏から提出されました「国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

本日は、参考人として野村さんの出席を待っております。

この際、委員長として私から一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見を述べてくださいますようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、野村さん、よろしく願いいたします。着座にてどうぞ。

○中西宏彰委員長 野村さん。

○野村光子参考人 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

新型コロナの関係で、本当は保護者代表の岡田さんがここに一緒に来てくださることが本来ですけれども、教員の副代表の豊川新城ブロック副代表になりますけれども、野村と申します。よろしく願いいたします。

陳情の趣旨ですけれども、講師格差は正です

ね。私立高校に対して、公立高校の生徒さんと同じように経済的な不自由がなく、自分の合った高校選びができるようにということで、今もう国のほうが年収500万円未満の御家庭について、無償化という方向で今年大きくかじを切っていただきました。愛知県については、さらにそこに独自予算を加えて、年収720万円未満の御家庭について無償という形で進んでいます。

まだまだ年収700万円という、大体全私学に通っている家庭の55%ぐらいが相当します。残り45%ぐらいの御家庭については、まだ授業料負担が残っているということですが、そもそも父母負担の軽減、それから私学の経営安定ということも狙って、国のほうで私学助成を進めていただいている、県もそしてこちらの新城市についても格別な御配慮をいただいているという現状であります。

ただ、まだ道半ばというところもあるものですから、全国で各市町村へ働きかけをさせていただいて、国のさらなる私学助成の拡充と私学振興のために御尽力いただくという形で、今回、意見書を採択していただくように陳情をさせていただいたという次第であります。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言してください。また、委員に対しては質疑をすることができませんので御了承のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了いたしました。

本日は、誠にありがとうございました。

この際、しばらく休憩いたします。

**休 憩** 午後 3 時 32 分

**再 開** 午後 3 時 47 分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○中西宏彰委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 本陳情に関してですが、趣旨採択の意見で発言させていただきます。

私学助成に関しては、これまでも何度かお話をいただいたことがございますが、新城市、当市における助成は十分であると私自身も感じますし、東三河圏内においても、現状として私学の方々が今おっしゃるような主張というのは重々よくわかるんですけども、公立クラスの減少であったりとか、子どもたちの流動を見る限りでは、現状の段階では趣旨採択にとどめておくべきかなと判断させていただき、そのような意見とさせていただきます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありましたので、起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[起立多数]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

~~~~~

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

**閉 会** 午後 3 時 48 分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰